



預金者の保護に関する米國の制度

松崎, 壽

(Citation)

經濟學商業學國民經濟雜誌, 34(3):369*-392*

(Issue Date)

1923-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00053532>



預金者の保護に關する米國の制度

松 崎 壽

一

銀行は特殊の種類を除き預金を以て主たる營業資金となすのであるから、若し銀行にして其經營方針を誤り、或は資金を不當なる用途に運用し、或は回收の至難なる方面に固定して、結局破綻を招くに於ては、之によりて損害を蒙るものは多數なる無辜の預金者であつて、其結果社會上寒心すべき種々の慘害を齎すに至ることとは今更多辯を要せざる所である。尤も預金銀行は普通大なる未拂込資本金を有し、以て不時の利用に具ふるけれども、銀行の蹉跌倒産等の場合に於ては未拂込資本金の提供を強制することは事實上困難なる場合が多く、又假令該資本金の拂込を期待し得るとしても、之を以て通常其數倍以上に達する預金の拂戻を完行することは不可能なる場合が少くないから、何れにするも預金者に多少の損失を及ぼさざるを得ないのである。従つて銀行の破綻を防止することは、財界の健全な

る發達を圖るに就き極めて必要の手段であるばかりでなく、之を社會的福祉の方面より考ふるも甚だ緊要のこと、言はねばならぬ。而して預金者の利益を擁護せんとするには、銀行の蹉跌、倒産を未前に防止するの外ないのであつて、其目的を達するには平素銀行をして堅實なる經營方針を採らしむるの外十全なる途はない。是れ銀行の營業は之を自由に放任することなく、經濟上竝に社會上の見地よりして嚴密なる干渉をなすの必要ある所以である。

斯くの如く銀行が堅實なる經營方針を採るときは、預金者の利益も十分に擁護せらるゝ譯であつて、其堅實なると否とは主として其能動的業務の内容によりて決せらるゝのであるから、國家が公益の必要上銀行の營業に對して干渉をなす場合には資金の不當なる運用を防止又は制限し、或は斯る弊害を生じ易き營業組織を禁止するが如き政策を講ずることが最も必要である。従つて銀行に對する國家の干渉は能動的業務の方面殊に貸出を以て主眼となすべきものであつて、此方面の監督にして十分なるときは、受動的業務即ち預金其ものに對しては餘り干渉をなす必要はない。之を實際の事例に就て見るも、各國の銀行政策は其干渉の最も嚴重なる中央銀行等に對する場合に於ても大體、貸出、放資の物件又は其限度、竝

に投機的事業の關與等を制限し、或は重役の兼業を禁止する等を以て主眼とし、其他は政府が定期又は臨時に嚴密なる検査をなす等に止まるのである。但し現今米國を除ける他の諸國に於ては普通の預金銀行に對しては其干涉が割合に寛大であつて、僅に貸借對照表の公示を強制し、或は定期又は臨時の検査を以て満足して居るものが多いのである。

要するに監督の寬嚴は暫く措き、銀行に對する法規上の干涉は貸出の方面を主とせることは事實であつて、預金其ものゝ保護に對しては之を銀行の自由に放任するのが寧ろ普通である。尤も銀行は其の貸出を慎重にすると共に財界の變調により、不時に起るべき預金の取付に對しても平素より多少の支拂準備金を具へなくてはならぬのであるが、準備金の割合、内容等に對しては法規上之に干涉を加ふる國は殆んどない。準備金の割合に關しては從來學問上種々の議論があつて英國にては預金額の三分の一又は四分の一となすを以て最も穩當の額と認めて居るやうであるが、之とても決して一定不變の率でないことは勿論である。斯くの如く預金其ものゝ保護に對し、法規を以て之に干涉を加ふることは、各國の殆んど採用せざる所であるに拘はらず、此種の政策に就て獨り特色を示して居るのは

米國であつて、即ち同國にては國法を以て預金に對する支拂準備金の額を限定して未前の保護策となし、又或州にては銀行破綻の際に於ける預金者の保險的施設に關して特殊なる事後の救済策を講じて居るのである。此内準備金の法定制度は極めて有名なものであつて、我國にても多くの著書に散見するから、本稿にては主として後者を紹介し度いのであるが、併し前者も亦預金者の保護に關する特殊の制度であるから、先づ順序上其れより略說することにする。

二

米國に於ける支拂準備金の法定制度は一八六四年の國立銀行法によりて創設されたものであつて、當初の規定によれば、主要なる十七都市に存在する國立銀行は其銀行券發行額並に預金額に對して二割五分の準備金を要し、其他の都市に於ける國立銀行は一割五分の準備金を要すと定められた。(此の種の準備金には合法貨幣 Lawful money を以て充つることを要す。)但し後者の銀行は其法定準備額の五分の三を前者即ち十七都市の銀行に預託せなければならなかつた。然るに一八七四年に至り此規定中より銀行券は削除せられ預金のみに對して同様の準備金を要すと改められた。一八八七年に及び、都

市の資格が改正せられ、即ち人口五萬以上の都市に於ける銀行四分の三の決議を以て通貨監督官 Comptroller of currency に請求するときは、該都市は準備市 Reserve city の階級に編入せられ、又人口二十萬以上の都市に於ける銀行四分の三の決議を以て同監督官に請求するときは、該都市は中央準備市 Central reserve city の階級に編入せらるゝことゝなり、是等の都市に於ける銀行は、夫々準備市銀行並に中央準備市銀行と呼ばれることゝなつた。而して以上二種の都市以外の地に存在する銀行は一般に地方銀行 Country banks と稱せられた。但し一九〇三年の改正法により準備市の最低人口は二萬五千に減少されたのである。斯く都市の階級の確立すると共に、準備金の割合も更に詳細に規定せられ、即ち地方銀行は預金額に對して一割五分の準備金を要し、其内五分の三を準備市銀行に預託するを要とし、準備市銀行は二割五分の準備金を要し、其内二分の一を中央準備市銀行に預託するを要とし、更に中央準備市銀行は其預金に對する二割五分の法定準備金を全部自行の庫中に藏すべきものと定められた。斯くして米國に於ては原則上分散準備制度を採つたのであるが、而かも或程度迄は中央準備市たる紐育、シカゴ、セントルイス、三市の中特に紐育に集中する傾向があつたのである (Westerfield, Banking Prin-

ciples & Practice, 1921, Vol. II, pp. 387-389; White, Money & Banking, 1914, pp. 355-355.)

敍上の如き國立銀行法の精神は一九一三年の聯邦準備法に於ても依然繼承せられたのであるが、其規定は一層詳細となつた。即ち聯邦準備法は國立銀行及び其他の加盟銀行 Member banks の預金を要求拂預金 Demand deposits 及び定期預金 Time deposits の二種に分ち、夫々準備率を異にすることにした。而して茲に云ふ要求拂預金とは(一)聯邦政府の預金を除ける通知期間三十日以内の一切の預金及び(二)銀行相互間の預金を包含し、定期預金とは通知期間三十日以上(一)貯蓄預金(二)定期預金 Certificates of deposit 及び(三)一切の預金竝に(四)通知期間の如何に關せず一切の郵便貯金(各郵便局より銀行に預入れたものである)を包含するのである。而して各預金の準備率並に各銀行の聯邦準備銀行に預託すべき割合は準備法の制定以來數次の改正を経たから其主なる改正を順序によりて示せば次の如くである(Westerfield, op. cit., pp. 404-405)。但し聯邦準備銀行其ものは總ての預金に對し三割五分の準備金を金又は合法貨幣を以て保持すべきことゝ定められて居る。

一九一三年十二月の聯邦準備法の原規定

一、地方銀行の準備率は要求拂預金一割二分、定期預金五分、保管方法は次の如くである。

イ、本法實施後三十六箇月迄は準備金の一二分の五、其以後は一二分の四を自行に置くこと

ロ、本法實施後十二箇月迄は準備金の一二分の二、十八箇月迄は一二分の三、二十四箇月迄は一二分の四、其以後は一二分の五を聯邦準備銀行に預託すること

ハ、本法實施後十二箇月迄は準備金の一二分の五、十八箇月迄は一二分の四、二十四箇月迄は一二分の三、三十六箇月迄は一二分の二、其以後は一二分の三を自行に置くか、又は聯邦準備銀行若くは中央準備市銀行及び準備市銀行に預託するか自由なること

二、準備市銀行の準備率は要求拂預金一割五分、定期預金五分、保管方法は次の如くである

イ、本法實施後三十六箇月迄は一五分の六、其以後は一五分の五を自行に置くこと

ロ、本法實施後十二箇月迄は一五分の三、十八箇月迄は一五分の四、二十四箇月迄は一五分の五、其以後は一五分の六を聯邦準備銀行に預託すること

ハ、本法實施後十二箇月迄は一五分の六、十八箇月迄は一五分の五、二十四箇月迄は一五分の四、三十六箇月迄は一五分の三、其以後は一五分の四を自行に置くか、又は聯邦準備銀行若くは中央準備市銀行に預託するか自由なること

三、中央準備市銀行の準備率は要求拂預金一割八分、定期預金五分、保管方法は次の如く

である

イ、一八分の六を自行に置くこと

ロ、一八分の七を聯邦準備銀行に預託すること

ハ、一八分の五を自行に置くか、又は聯邦準備銀行に預託するか自由なること

一九一七年六月の改正法の規定

一、地方銀行の準備率は要求拂預金七分、定期預金三分

二、準備市銀行の準備率は要求拂預金一割、定期預金三分

三、中央準備市銀行の準備率は要求拂預金一割三分、定期預金三分

以上各銀行の準備金は總て聯邦準備銀行に預託すること

一九一八年九月の改正法の規定

一、地方銀行は前同斷

二、準備市銀行中の市内銀行は要求拂預金一割、郊外銀行は要求拂預金七分、定期預金は共に三分

三、中央準備市銀行中の市内銀行は要求拂預金一割三分、郊外銀行は要求拂預金一割、定期預金は共に三分

準備金を總て聯邦準備銀行に預託することは前同斷

斯くの如く米國に於ては一八六四年以來終始一貫して準備率を法定するの制

度を採つて居つたのであるが、該制度の實際上の效果如何と云ふに、米國の經驗によるときは、斯る法律の本旨は法定の準備率を以て最低率を示せるものと解し、實際に於ては法定率以上の潤澤なる準備金を保持せなくてはならぬにも拘はらず、多くの銀行は之を最高率と解し、常に法定率迄準備金を低下せしむるの傾向があつたのである。殊に國立銀行法の規定は法定率を割合に高く定めた爲め、此傾向が甚だ多かつたのであつて、少しく金融の逼迫するときは法律の制限により、銀行は直に其貸出を停止せざるを得ざることとなり、却つて信用の梗塞を甚だしくし屢々取付を促進せしむるやうな弊害を見たのである (Holdsworth, Money & Banking, 1921, pp. 426-427.)。斯くては準備率の強制は却つて銀行の經營を不自由ならしむるものであつて、預金者の利益を保護すべき制度が、動もすれば銀行の破綻を誘致し預金者を害するが如き結果を招來するのである。此點より見るときは此種の制度は決して理想的の制度とは言へないと思ふ。

尤も現在の聯邦準備法は國立銀行法に比し各銀行に對する法定の準備率を著しく低下すると共に、聯邦準備銀行のみに就ては、非常の際、聯邦準備局の認可を得て一定の期間を限り法定の準備率を低下し得ることを認め、即ち初めは三十日間

を限り、爾後十五日間宛の期間を限りて其認可を更新し得ることゝなして居るから、信用梗塞の弊は大に之を防止し得るに至つたことは事實であるけれども、法定率の低下せる丈準備金其ものとしての効果は薄弱となるを免れないのである。只一方には聯邦準備銀行の確立すると共に、所謂集中準備制度の完成するに従ひ緊急の際には國立銀行並に其他の加盟銀行は準備銀行に就て再割引其他の方法により、十分の援助を受け得ることゝなつた爲め、全體に銀行の基礎が鞏固となつたことは明であるが、此は一種の中央銀行の發生して集中準備制度の行はるゝに至つた當然の結果であつて準備率其ものを法定せるが爲めの直接の効果ではなす (Willis, American Banking, 1921, p. 153; Holdsworth, op. cit., p. 427.)。是を要するに法律を以て準備金の額を限定することは其適當なる限度を定むることが至難であつて、其率の高きときは營業の伸縮を缺き又低きときは準備金の効果を減殺せしむる缺陷があるのである。此等の點より考ふるときは聯邦準備法の現行規定は準備金本來の目的を達せんとするよりも、寧ろ準備金の集中を圖るを主眼としたものであると思はれる (Westerfield, op. cit., p. 401.)。是れ準備率を著しく低下すると共に其全部を聯邦準備銀行に預託することゝなしたによりて窺はれるのである。

想ふに預金者の利益を保護するが爲めに、法律を以て定額の準備金を強制するの制度は其精神は極めて妥當のものであるが、實際の運用は困難なる點が少くないと言はなければならぬ。

三

支拂準備金に對する法定の制度は元來國立銀行に對するものであるが、今日には前述の如く聯邦準備制度の加盟銀行たる州立銀行にも適用されて居る。けれども一九七〇年代以來の州立銀行に對する固有の制度たる各州の法律を見るに準備金に對しては其規定が區々たるものであつて、殊に國立銀行と競争をなすの必要より法定の準備率は一般に國立銀行法より低位にあつたことは事實である (Barnett, *State Banking in the United States since the Passage of the National Bank Act, 1902*, p. 26.)

従つて州立銀行に於ては準備金の法定制度は預金者の利益を擁護するに足らず屢々銀行の蹉跌倒産を來して公衆に大なる損害を及ぼしたのである。されば或州に於ては準備率の強制よりも寧ろ銀行破綻の際に於て預金者の利益を十分に擁護し得べき保險的施設を樹つるの必要を認め、二十世紀の初頭以來續々斯る制

度を案出するに至つたのである。而して此種の保險的施設は一九〇七年オクラホマ州に起つたものを嚆矢とするのであつて、今日にては其内容に多少の差異はあるが、カンサス、ネブラスカ、テキサス、ミシシッピ、南ダコタ及びワシントン等の諸州に行はれて居る。現在此種の制度には大體次の二形式がある。

一、任意組合制度 多數銀行が任意の加盟による組合を設け、該組合に於て加盟銀行より其預金額に比例して釐金を徴し、之を保證基金として、加盟銀行の破綻せる際、其預金者に拂戻をなす制度是である。此制度にも(イ)全然任意的組合のもの、(ロ)州政府の勸奨によりて成立し且組合事務を州政府に於て採る制度との二種がある。

二、強制州立制度 州政府の銀行局に於て強制的に總ての銀行を加盟せしめ、其預金額に比例して定期又は臨時の釐金を徴し、之を保證基金として管理し、銀行の破綻せる際、其預金者に拂戻をなす制度是である。

本稿にては右の内第二種に屬するオクラホマの制度と第一種の(ロ)に屬するカンサスの制度とに就て略說することにする。オクラホマ州の制度は一九〇七年の恐慌を直接の動機として創設されたものであるけれども、同様の計畫は其れ以

前に於ても屢々現はれたのであつて、最も舊きものは一八二九年の紐育州に於ける銀行安全基金法 Safety-fund Banking Law 是である。けれども此法律は一八三七年の恐慌後廢止せられ、更に九三年の恐慌後中央及び西部諸州に於て預金者の利益を保護せんとするポピュリストの運動 Populist movement なるものが起つて、九八年以來カンサス、ネブラスカ兩州の議會に預金保證に關する法案が提出されたけれども、何れも成法となるに至らずして了り、此計畫は一九〇七年十二月オクラホマ州に於て終に成就したのである (Robb, The Guaranty of Deposits, 1921, pp. 20-23.)

オクラホマの當初の立法は同州内に於ける總ての銀行及び信託會社より其預金額 (日々の平均) の一分を醸金せしめて一つの保證基金 Guaranty-fund を作り、同州の銀行理事官 Bank commissioner が之を保管して、或銀行又は信託會社の破綻せるときは、直に該基金より其預金者に拂戻をなすのであつて、若し該基金の涸渥せるときは、前記の十分以上無制限に特別醸金をなさしむることにした。一九〇九年の改正法により醸金額は預金額の五分と定まり、其醸出法は最初の年度は一分であつて、爾後總額五分に達する迄毎年四分の一パーセント宛醸金することに改められた。而して亦同年以來銀行理事官の保管する基金の内七割五分は州債又は州

政府の保證せる證券に投資し得ることゝなし、其餘を銀行局に於て現金を以て保管することゝ定められた。尙破綻銀行の預金者は該銀行の閉鎖後直に預金全額の拂戻を受け得る譯であるが、若し保證基金の不足なるときは、其不足分は六分利附の預金證書 *Certificates of Indebtness* を以て交附せられ、基金の集積するを待つて辨償を受くることゝなつた。但し破綻銀行の整理によりて得られた資金は總て保證基金に繰込まれるのである。然るに一九〇九年九月オクラホマに於て最多額の預金を有する *Columbia Bank & Trust Co.* (資本金二十萬弗、預金二百九十萬弗を有す) の破産により此制度は非常の打撃を蒙り、基金は預金の拂戻を支辨するに足らず、特別醺金も尙不十分であつたから、先づ小額預金者に對して拂戻を實行し、不足分は改正法の利用により預金證書を交付して局を結ぶことが出来たのである (*White, op. cit., p. 486.*)。斯くて一九一一年には信託會社が此制度より除外せられ、又四分以上の利子を附する預金も保護を受くることが出来なくなり、之と共に特別醺金は預金額の二分を超過するを得ざることゝなつた。而して醺出法も復改正せられ、即ち各銀行は無利子の小切手を以て醺金をなすことを許され、此小切手は必要の生ずる迄銀行局に於て保管されることゝなつたから、基金、其ものも必要の時機迄各醺出銀行の利用に

委せられたのである。従つて此小切手の支拂を保證する爲め、各銀行は其預金額の一分即ち最低五百弗に相當する證券を銀行局に預託することを要求された。

一九一一年の凶作により爾後財界混亂して多數銀行の破綻を見たる爲め、基金缺乏して、特別醸金の如きは二分の制限があるにも拘はらず、事實上各銀行は年々三分以上の大負擔をなすの餘義なき状態であつたが、財界の鎮靜すると共に、種々の點に於て同制度の改正をなす必要に迫られ、乃ち一三年の修正により醸金額は五分より二分に輕減され、且年々の醸金率も五分の一パーセントを超過するを得ざることに限定された。而して特別醸金は一九一四年より同一六年迄年々五分の一パーセント宛を醸出したのであるが、一六年以後は全廢せられ、基金の不足分は總て預金證書の運用に待つことに改められた。即ち預金證書は基金の集積せるときは直に辨償されるばかりでなく、預金者は之を市場に賣却して何時にても資金の回收をなすことが出來たのである。殊に該證書は各銀行の資産に對し優先的請求權を有し、且州稅並に其他の公課を免除せられたから、保證制度の確立すると共に、有利なる投資物件となり各方面に於て歡迎せらるゝに至つたのである。是れ一九一六年以後特別醸金の無用となつた一原因であると思ふ。次に此制度

の運用を掌る銀行理事官は當初は皆州官吏が之に當つたのであるが、一九一三年以來五名の内三名は州銀行家協會の選出せるもの、内より選任せらるゝことゝなつた。銀行が支拂を停止せるときは此等の理事官が一應の検査をなして支拂能力あるや否やを確め、能力なきときは破産を宣告して、直に預金の拂戻をなすと共に、理事官自ら其整理に當るのである (Robb, *op. cit.*, pp. 26-31; Westfield, *op. cit.*, Vol. I, pp. 132-135; Holdsworth, *op. cit.*, pp. 207-209.)

オクラホマの制度は當初より歡迎を受けたのであつて、國立銀行の如きは通貨監督官の指令により一般に其加入を禁止されたにも拘はらず、一時は州立銀行に變じて該制度の適用を受けんとするものも相當出づるに至つた程であるが、一九一一年以後は一時難境に陥り、贖金の多きに苦みて、此等の銀行は國立銀行に復歸するが如き状態であつた。けれども爾後同制度の確立を告げ其基礎は漸次鞏固となつて、銀行の數も又預金の額も共に著しく増進して今日に及んだのである。

四

次にカンサス制度の大要を述べんに、一九〇七年以來オクラホマ制度の發生す

るに従ひ、同州境に近き南部地方の小銀行はオクラホマの銀行に其預金を移すの傾向を生じたから、カンサス州に於ても、同様の制度を設くるの必要に迫られ、終に一九〇九年一月之を制定し、六月より實施するに至つたのである。オクラホマの立法が強制制度なるに對し、カンサスにては之を州政府の監督の下にある任意の制度となし、即ち設立後一箇年を経過し、且一割の積立金を有する法人組織の銀行は銀行理事官の検査を経て該制度に加盟し得ることゝ定めた。但し加盟をなすに際しては先づ保證金として毎十萬弗の預金に對し五百弗の割合を以て現金國債州債又は市債を州政府に供託しなければならぬ。釀金率は預金額中より資本金及び積立金に相當する金額を控除せる殘額に對し年々二〇分の一パーセントと限定せられ、其釀出期間は基金の總額が五十萬弗に達する迄繼續するものと定められた。尙保證基金の減少せるときは特別釀金をなさしむるけれども、其額は一回に就き預金額の二〇分の一パーセントを限度とし、且一箇年に五回以上の釀出をなさしむることは出来ない。總て加盟銀行は此制度より任意に脱退し得るのであるが、脱退後六箇月内に起つた損失を辨償するが爲めに規定の釀金をなすを要すとして居る。

保證基金は總て州政府の大藏大臣の保管する所であつて、破綻銀行の發生せる場合には直に預金者に現金の拂戻をなすことなく、先づ六分利附の預金證書を交付し、該銀行の整理を完了したる後に於て、其資金を以て預金證書を回收する。勿論不足の際は基金より支辨せらるゝのである。尙當初の立法は保證すべき預金を(一)無利子の當座預金(二)三分以下の利子附定期預金(三)一人宛百弗以下の貯蓄預金の三種に限つて居つたのであるが、現在にては斯る制限は撤廢され、又初めは保證預金の利子は三分を限度としたけれども、今日にては地方の事情により銀行理事官が適當の利率を指定することゝなし實際に於ては三分乃至五分となつて居る。尙此制度に就て特に注意すべきは釀金率を計算するに際し、資本金及び積立金を控除せる點であつて、此目的は明かに資本金及び積立金の集積を獎勵せんとする趣意に出て居るのである(Robb, op. cit., 111-115; Westerfield, op. cit., Vol. I, 135-138.)。ウエスターウィールドに従へばカンサスの制度はオクラホマ法に比し次の諸點に於て其長所を認め得ると云ふことである。

一、の預金不相當なる膨脹は銀行資本金の十倍を限度となせるによつて阻止されて居ること

二、該制度に加盟せる銀行の預金利子は適當の程度に制限されて居ること（此點は點

クラホマ法でも四分以上の預金を保證しない）
のであるから餘り違はないと思ふ

三、預金が此制度によりて保證されて居ることの廣告をなすを禁せられて居ること

四、加盟銀行は銀行理事官より嚴密なる検査を受けるを要すること

五、加盟銀行は設立後一箇年を経過し、且一割の積立金を有するを要すること

六、資本金及び積立金の集積が特に獎勵されて居ること

七、銀行理事官は不正且放漫なる加盟銀行の吏員を罷免する權能を有すること

八、銀行理事官は三十日を期限として加盟銀行の不當なる營業を匡正せしめ得ること

九、釐金額の低率にして、且嚴重に制限されて居ること

一〇、法律の不完全なる點は實際に於て嚴重なる監督制度によりて補はれて居ること

カンサス制度の實施の結果は大體に於て其成績良好であつて、該制度に加盟せる銀行の數は漸次増加し、例へば一九一六年六月末日に於ては加盟銀行五三九に

對し、非加盟銀行四四六であつて、預金額は前者が二倍以上の多額であつたが、最近一九二一年三月末日に於ては加盟銀行六九四に對し、非加盟銀行四一三であつて、大銀行は皆加盟するに至つたと云ふことである。カンサス州に於ける國立銀行は州立銀行の保證制度に對抗するの必要上一九〇九年資本金五十萬弗の *Kansas Bankers Deposit Guaranty & Surety Co.* を設立して一つの營利會社として預金保險の制度を開始するに至つた。保險料は資本金及び積立金と同額迄の預金に對しては千弗に就き五十仙、前者を超過するときは千弗に就き一弗と定めた。けれども爾來國立銀行の中には破綻銀行の極めて少なかつた爲め、事實上其必要を認むること難く、加入銀行の數漸次減少して、同會社は今日にては主として他の方面の保險事業に關與せるの狀態であると傳へられて居る。

五

預金保證の制度に關しては賛否種々の議論があつて、ラフリン老教授の如きは大體に於て其價値を認めて居らない (*Laughlin, Banking Progress, 1920, chap. V & VI.*)。今其等の議論の總てを茲に紹介する閑はないが、要するに反對論の最も有力なる

ものは次の二點であると思ふ。其の一は此制度は總ての銀行に對して同一の保護を與ふるのであるから、其結果は放漫にして不注意なる銀行の經營法を獎勵する弊害があるのであつて、即ち不良なる銀行を保護するが爲めに優良なる銀行に無用の負擔を課せしむることになると云ふのである (Cooke, Insurance of Bank Deposits in the West, Quarterly Journal of Economics, Nov. 1903, Feb. 1910.)。此説は一般に保險の濫用を怖るゝ議論と全く同一轍のものであつて、珍らしい説ではないが、カンサス、ネブラスカ及びテキサス等に於ける實際の經驗に徴するときは斯る弊害は決して事實でないばかりでなく、實際に於ては寧ろ反對に斯る制度の實施によりて各銀行間に於ける相互的監視の美風を生じ之によりて敍上の如き弊害を一掃し得るの效果を示して居るのである。而して又此制度は前掲カンサス法の場合に述べたる如く州政府の嚴重なる監督と相俟つて完全なる運用をなし得るのであつて、亦斯る制度の實施せらるゝときは其監督も比較的容易となるのであるから、旁以て論者の誇張するが如き弊害は此點よりしても大に芟除せらるゝ譯である。

其の二は銀行の破綻によりて預金者の受くる實際の損失は決して大なるものではないから、斯る大規模の制度を設けることは無益であり又結局費用倒れとな

ると云ふのである。此點は資力の比較的鞏固なる大銀行に對しては或程度迄體に事實であつて、例へば米國に於ける通貨監督官の報告によるときは國立銀行法の制定以來預金者の蒙れる損失の年平均額は預金額の二〇分の一に過ぎないのであつて、又カンサスの Bankers Deposit Guaranty & Surety Co. の成績は明かに此實例を示して居るのであるが、此事實は中小銀行に對しては必ずしも然りとは云へないと思ふ (Robb, op. cit., p. 11.)。實際各國の銀行史を驗するときは中小銀行の破綻は割合に多いのであるから、預金者を保護する社會的制度は決して無用ではないと言はなければならぬ。但し大規模の制度と云ふも其醗金の如きは制度の内容によりて餘程低率となし得るのであるから、其負擔は決して大なるものではなく、又其規模も左迄大袈裟なる組織を要せぬのである。要するに預金保證の制度は其破綻數の多くして、而かも多數の小額預金者を有する中小銀行に對しては必要の制度であると言はなければならぬ。

次に一應注意すべきは此制度に於ける各銀行の醗金は多くの場合貸出利率に轉嫁せられるのであるから、斯る制度は一國金利の低落を妨げ、場合によりては金融市場の發達を阻止する弊害の起り易いと云ふ非難も明かに一面の事實である。

従つて此制度を實施する場合には預金率を或程度に制限し、銀行資金の原價を膨脹せしめざるの手段を講ずることが極めて必要である。兎も角以上述べたる所を綜合して觀察するも、此制度の弊害は決して大なるものではなく、又多少の弊害は之を防止し得る途があるのであるから、寧ろ積極的に其長所を見てやらなくてはならぬと思ふ。即ち此制度が銀行に對する信用を増加せしめて取付を防止し財界の恐怖狀態を輕減し得ることは争ふべからざる事實であつて、其結果は預金の増加となつて現はるゝことは之を實施せる米國諸州の證明せる所である。而して取付を防止し得る點は最も推稱すべき長所であつて、此點は支拂準備金の法定制度よりも恐らく有効であらうと思ふ。果して然らば預金保證の制度は其本質は事後の救済策に過ぎぬけれども、實際に於ては敍上の如く銀行の信用を増加し、又取付を防止し得るの作用をなすのであつて、乃ち未前の保護策としても大なる効果を有する譯である。

是を要するに支拂準備金の法定並に預金の保證に關する米國の制度は吾人に多大の教訓を齎すものであつて、預金銀行に關する一制度として大に研究に値するものと言はなければならぬ。最近我國に於ても銀行の蹉跌、倒産等の續出する

に及び、預金者の保護に對して種々の議論が唱へられつゝあるのであつて、我國には未だ預金保證の制度は提唱せられないが、支拂準備金の法定制度は之を唱道する論者を散見するのである。けれども準備金の法定制度は必ずしも良好なる制度ではなく、米國の經驗に徴するも、該制度設定の目的は最近明かに變つて來たのであつて、今日にては預金者の保護は第二義に落ちて居るのであるから、現在我國に於て輕々に之を模倣することは早計ではないかと思ふ。それよりも予は預金保證の制度に於て殷鑑とすべきものが少くないと考へる。勿論米國と國情の異なる我國に於て彼國の制度を直譯的に模倣するの不可なることは云ふ迄もないが、群小銀行の合併整理の言ふべくして容易に行はれざる今日、少くとも普通銀行の特別當座預金のみに對し、若くは庶民銀行に對して本制度を適當に採用する餘地がありはしまいか。爲政家實際家の此方面の問題に對する研究を特に切望するものである。

附記

銀行研究本年一月號所載春日井薰氏の論文「預金保險の制度に就て」は預金保證の制度に關するラフリン、ロツプ兩氏の論争を比較的詳細に紹介されて居り有益なる研究である。本稿と併せて讀者の一讀を切望する。